



Challenge to
Intractable Oral Diseases

「口の難病」プロジェクト

令和 8（2026）年度

「口の難病」マイスターコース
登録生募集要項

「口の難病」から挑むライフ・イノベーション

大阪大学大学院歯学研究科／大阪大学歯学部附属病院



Graduate School of Dentistry
The University of Osaka

「口の難病」マイスターコースの概要

〇はじめに

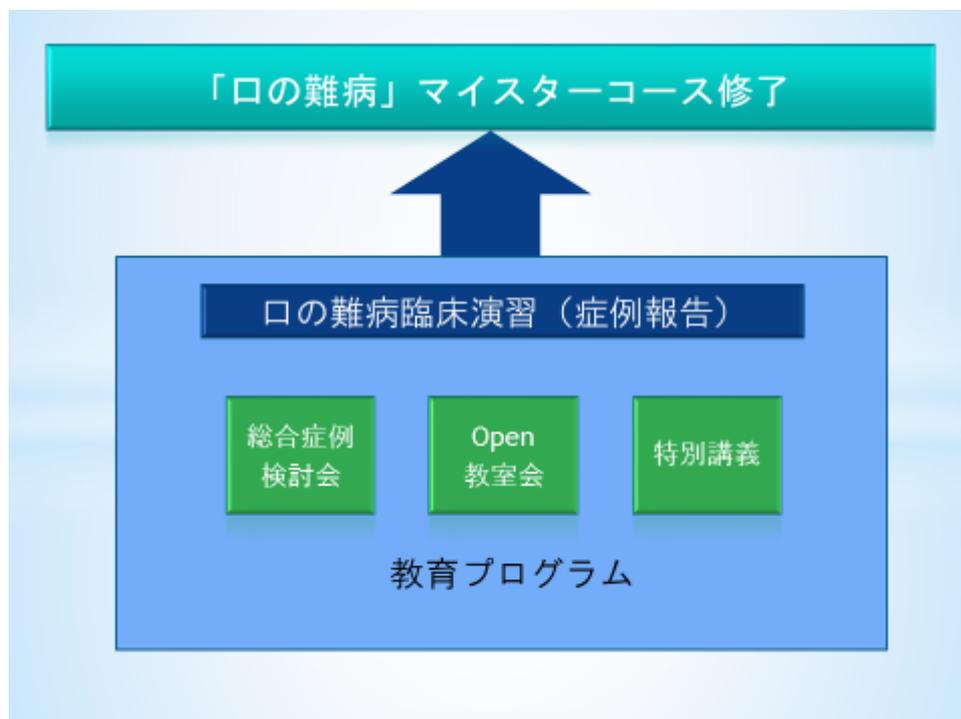
口の病気には現代の歯学・医学では治療が難しい病気がまだまだたくさんあります。残念なことに、この「口の難病」の治療法は確立されておらず、専門的医療機関や専門医もほとんど見あたりません。世界的にみても「口の難病」対策を統合的に行っている研究・医療機関は極めて少なく、「口の難病」が現代医療の枠組みから外れてしまっているのが現状です。

こうした中で、大阪大学大学院歯学研究科・歯学部附属病院では、文部科学省の支援・協力のもと、平成23年度に『「口の難病」から挑むライフ・イノベーション』プロジェクトを立ち上げました。このプロジェクトにおける「口の難病」とは、「全身に基因する難病で、口にも疾患が現れる」、あるいは「稀少あるいは不治の疾患ではないが、治りにくく、全身疾患のリスクになる」病気です。これらの難病を克服し、「誰もが生涯自分の歯で、口に関する疾患もなく豊かな生活をおくることができる」ことを目標として、現在、このプロジェクトを推進しています。

その推進の一環として、大阪大学大学院歯学研究科・歯学部附属病院では、このプロジェクトの成果を始めとした「口の難病」に関連する特別な教育プログラム「口の難病」マイスターコースを開設し、将来を担う歯学研究者、歯科医療従事者を対象に新たな研修コースを実施しています。

「口の難病」マイスターコースは2年間の研修を標準とするプログラムであり、その内容は、症例検討会や講義・セミナー等への参加（受講）をカリキュラムの基幹とし、さらに関連する臨床教育及び研究指導を行います。また、コースを修了した者には「口の難病マイスター」の称号を授与し、「修了認定書」を交付します。

なお、「口の難病」マイスターコースの修了までの概要は次のとおりです。



○コースの教育プログラム

科目区分	内 容	年間参加（受講）必要回数
総合症例検討会	複数の講座で合同に行っている症例検討会	4回以上
Open教室会	各講座で行われる症例検討会及び抄読会（他の講座の参加者にも適当と思われるものを指定）	6回以上 （うち他講座1回以上）、あるいは8回以上（他講座0回）
特別講義	<p>「口の難病」クリニカルセミナー 各講座の臨床に特化したセミナー</p> <p>「口の難病」セミナー 「口の難病」国際ステーションが主催し、国内外の著名な研究者、医療人を招聘して行われるセミナー</p> <p>大学院特別講義 大学院特別講義として各講座が主催し、国内外の著名な研究者、医療人を招聘して行われる特別セミナー（「口の難病」セミナーと共催する場合あり）</p>	すべての中から8回以上
口の難病臨床演習	「口の難病」国際ステーションが主催し、年1回行われる症例報告会（プレゼンテーション・討議等）	1回 ※（上記3科目区分の参加（受講）必要回数終了後、速やかに報告書を提出して、症例報告を行う。）

4年間以内（最短2年間）に、科目区分ごとに規定する「参加（受講）必要回数」を充たした者について、「口の難病」マイスターコースの修了を認定し、「口の難病マイスター」の称号を授与します。

募 集 要 項

1. 募集時期

「口の難病」マイスターコースの研修は登録制とし、4月スタートと10月スタートの2期に分けて募集し、希望者の受け付けを行います。

登録は年間登録（4月スタートの場合は翌年の3月まで、10月スタートの場合は翌年の9月まで）とし、2年目以降の継続も登録を行ってください。

2. 資格（対象者）

登録することができる者は、次のいずれかに該当し、かつ、歯科医師免許取得後に義務付けられている卒後研修（1年）を修了した歯科医師であって、所属講座（診療科）の長の承認を得ている者とします。

- （1）大阪大学大学院歯学研究科研究生として在籍する者
- （2）大阪大学歯学部附属病院に医員（歯科医師）、または、医員（専修歯科医）として雇用されている者（ただし、大学院生医員として雇用されている者は除く。）

3. 登録方法

（1）登録書類

「口の難病」マイスターコース登録願【所定用紙】

（2）登録期限

4月スタート 令和 8年3月27日（金）

10月スタート 令和 8年9月18日（金）【8月以降に提出すること】

（3）登録願の提出場所

大阪大学歯学研究科総務課教務係（窓口持参または郵送）

4. 入学料・授業料

「口の難病」マイスターコースの入学料・授業料は不要です。なお、研究生として在籍する者は、研究生の所定納付金の納入は必要です。

5. 留意事項

1. コースの途中（年間中）で、資格の消滅等やむを得ない理由により登録を取り消す場合や資格等に変更があった場合は、下記の問い合わせ先に申し出てください。
2. 「口の難病」マイスターコースのカリキュラム、セミナー等の開催案内、セミナー等への参加（受講）方法（所定様式含む）は歯学研究科ホームページ等を通じて案内しています。
3. その他、不明な点がある場合は、下記の問い合わせ先に連絡願います。

6. 問い合わせ先

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-8 大阪大学歯学研究科総務課教務係

TEL 06-6879-2835 FAX 06-6879-2832 E-MAIL si-soumu-kyomu@office.osaka-u.ac.jp

<大阪大学大学院歯学研究科／「口の難病」国際ステーションWeb Site>

<https://www.dent.osaka-u.ac.jp/features/page-2598>